

## 蒲郡市公共事業広報看板設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市が施行する公共事業の周知用看板（以下「広報看板」という。）を設置することにより、公共事業に対する市民の理解及び協力の推進並びに関係者の意識高揚を図り、もって公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱において、広報看板を設置する公共事業は、事業費が概ね1億円以上（以下「基準額」という。）の事業とする。ただし、事業の内容、条件等により広報看板を設置することが必要でない事業については、設置を要しないものとし、基準額以下の事業であっても、事業の内容、条件等により広報看板を設置することが特に必要な事業については、設置することができる。

### (記載内容等)

第3条 広報看板は、図形等を使用し彩色を施した分かりやすく、かつ親しみのあるものとし、その内容及び仕様は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

### (掲示内容の指示)

第4条 市担当監督員は、受注者に広報看板の掲示内容等（事業概要、完成予想図等）について指示し、受注者から広報看板施工計画書を提出させ、確認のうえ施行するものとする。

### (設置場所)

第5条 広報看板は、施工強度や安全対策に十分留意し、市民が見やすい場所に設置する。

### (広報看板の規格)

第6条 広報看板の寸法は、縦1.80メートル、横2.70メートルとする。ただし、公共事業の規模、内容、立地条件等により寸法を変更することができる。

### (設置期間)

第7条 広報看板の設置期間は、当該事業の期間までとする。ただし、事業期間を経過しても事業の内容等により特に広報看板を設置する必要がある場合は、その必要とする期間までとする。なお、事業期間を経過した場合の広報看板の

管理については、事業主管課が管理する。

(設計における積算方法)

第8条 広報看板の設計における積算計上については、事業費に含めて計上するものとし、積算については、土木一式工事の場合は、愛知県建設局の積算基準及び歩掛表(その1)「土木請負工事における現場環境改善費の積算」の中で積算し計上するものとし、その他の工種の工事及び特別な広報看板を設置する場合は、別途に積算し計上する。

(広報看板の撤去)

第9条 広報看板の撤去の時期、撤去方法及び撤去後の広報看板の処置については、市担当監督員が指示する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、事業主管課長、工事主管課長等の関係者で協議の上施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

## 別紙 1

### 広報看板記載内容

広報看板は、周囲の環境に合った明るい色彩の着色看板とし、事業に関連したイメージデザイン等を採用する。

記載内容については、次に例示した項目により掲示する。ただし、事業の規模及び内容等により変更することができる。

#### 1 事業概要

- (1) 事業名、事業の範囲、施設名等
- (2) 事業の規模
- (3) 事業の期間
- (4) 事業の目的
- (5) 財源
- (6) 施工者名

#### 2 完成予想図

- (1) 完成図又はイメージ完成図
- (2) 現況図と完成図
- (3) 将来整備図

#### 3 事業説明図

- (1) 平面図、立面図、断面図、構造図、工程図、系統図
- (2) 区域図、区画図
- (3) 事業に対する住民の協力依頼文
- (4) 事業の効果

#### 4 工法説明図

- (1) 専門用語を用いない工法説明
- (2) 簡略した工法説明図
- (3) 特殊工法を採用する場合は、特殊工法採用理由

広報看板設置仕様

(例 1)

事業名 事業規模 事業期間 事業概要	完成予想図
概要	協力依頼文
	発注者 蒲郡市 課 (電話番号) 施工者 (電話番号)

(例 2)

事業名 事業規模 事業期間 事業概要	完成予想図
概要	工法説明図
	協力依頼文
	発注者 蒲郡市 課 (電話番号) 施工者 (電話番号)

(協力依頼文例)

大変ご迷惑をおかけします。  
安全を優先し、早期完成に努めます。  
ご協力をお願いします。